

令和2年2月議会

予算特別委員会資料

(第2分科会)

- 1 令和2年度当初予算(案)
 - (1) 令和2年度当初予算総括表 P 1
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金特別会計 P 2

- 2 条例議案
 - (1) 【議案第40号】北九州市社会福祉施設の設備及び
管理に関する条例の一部改正について P 3
 - (2) 【議案第42号】北九州市放課後児童健全育成事業の
設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について P 5

令和2年度当初予算総括表

子ども家庭局

【一般会計】議案第1号「令和2年度北九州市一般会計予算」のうち子ども家庭局所管分

(1) 歳入

(単位：千円、%)

款	項	目	区 分	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
			名称				
17	1	2	子ども家庭費負担金	1,437,017	2,574,253	▲1,137,236	▲44.2
18	1	3	子ども家庭使用料	287,017	471,137	▲184,120	▲39.1
		2	子ども家庭手数料	12	12	0	0.0
19	1	2	子ども家庭費国庫負担金	24,196,322	23,454,159	742,163	3.2
		2	子ども家庭費国庫補助金	3,771,373	3,255,105	516,268	15.9
		3	子ども家庭費委託金	141	0	141	—
20	1	2	子ども家庭費県負担金	8,074,088	7,394,134	679,954	9.2
		2	子ども家庭費県補助金	2,974,477	2,480,372	494,105	19.9
		3	子ども家庭費委託金	59	59	0	0.0
21	1	1	財産貸付収入	19,320	15,629	3,691	23.6
		2	不動産売払収入	12,129	0	12,129	—
23	1	3	母子父子寡婦福祉資金特別会計繰入金	138,500	79,281	59,219	74.7
		4	市民太陽光発電所特別会計繰入金	2,000	2,000	0	0.0
25	1	1	延滞金	1,000	1,000	0	0.0
		3	子ども家庭費貸付金元利収入	9	9	0	0.0
		6	雑入	156,098	153,894	2,204	1.4
26	1	3	子ども家庭債	840,900	632,800	208,100	32.9
合 計				41,910,462	40,513,844	1,396,618	3.4

(2) 歳出

(単位：千円、%)

款	項	目	区 分	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)	
			名称					
4	1	1	職員費	4,626,440	4,766,334	▲139,894	▲2.9	
		2	1	子ども家庭総務費	9,921,046	8,735,542	1,185,504	13.6
			2	子ども家庭支援費	49,990,903	50,512,580	▲521,677	▲1.0
			3	母子保健医療費	5,197,089	5,009,043	188,046	3.8
			4	青少年費	999,900	739,019	260,881	35.3
	3	1	繰出金	16,421	14,165	2,256	15.9	
合 計				70,751,799	69,776,683	975,116	1.4	

【特別会計】議案第13号「令和2年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」 (単位：千円、%)

名 称	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
母子父子寡婦福祉資金	593,300	491,600	101,700	20.7

【予算額総計】

(単位：千円、%)

名 称	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	比 較(c) (a)-(b)	増減率 (c)/(b)
子ども家庭局 総計	71,345,099	70,268,283	1,076,816	1.5

母子父子寡婦福祉資金特別会計(特別会計予算に関する説明書P95～P102)

議案第13号(北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について)

(単位:千円)

(歳出)		(歳入)	
事務費	1款1項1目 貸付事業総務費	16,509 (14,285)	
		2,224	
	小計	16,509 (14,285)	
		2,224	
貸付金	1款1項2目 母子福祉資金貸付金	130,357 (194,821)	
		▲ 64,464	
	1款1項3目 父子福祉資金貸付金	16,450 (23,993)	
		▲ 7,543	
	1款1項4目 寡婦福祉資金貸付金	13,152 (19,897)	
		▲ 6,745	
	1款2項1目 繰出金		
	○一般会計繰出金	138,500 (79,281)	
	○公債償還特別会計繰出金	278,332 (159,323)	
		416,832 (238,604)	
	178,228		
	小計	576,791 (477,315)	
		99,476	
	歳出総計	593,300 (491,600)	
		101,700	
1款1項1目 一般会計繰入金	○一般会計繰入金	16,421 (14,165)	
		2,256	
3款1項 貸付金元利収入			
○利子収入	88 (120)		
	▲ 32		
	小計	16,509 (14,285)	
		2,224	
1款1項1目 一般会計繰入金			
○一般会計繰入金	0 (0)		
	0		
2款1項1目 繰越金			
	320,789 (172,874)		
	147,915		
3款1項 貸付金元利収入			
○元金回収金	256,002 (304,441)		
	▲ 48,439		
	小計	576,791 (477,315)	
		99,476	
	歳入総計	593,300 (491,600)	
		101,700	

※()は、令和元年度当初予算額で、下段は、対前年度増減額

【議案第40号】

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 直営保育所の廃止

「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」（計画期間：平成27～31年度）においては、市の直営保育所について、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建替え等にあわせて民営化を行い、施設の再編を進めることとしている。

この間、平成30年4月に中央保育所、平成31年4月に穴生保育所の民営化を行い、現在17所となっている。

今回、天籟寺保育所について、令和元年10月に保育所の運営法人が決定し、民間社会福祉法人による保育サービス提供の目途が立ったため、令和2年4月に廃止することとし、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部改正を行うもの。

(2) 児童館の廃止

児童館は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的としており、北九州市には42館が設置されている。

現在、山王児童館については、耐震基準を満たさず耐震補強工事も困難なため、平成26年6月から休止しており、槻田児童館については、地域の要望により放課後児童クラブ機能を近隣小学校に移転し、平成29年4月から休止している。また、西戸畑児童館については、都市計画道路（戸畑枝光線）の整備に伴う収用のため、建物の解体が必要となっている。

今回、山王児童館及び槻田児童館は廃止に対する地域の理解が得られ、西戸畑児童館は令和2年3月31日付で閉館となるため、これらの施設を廃止することとし、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 直営保育所の廃止

別表第一の保育所の項中、北九州市立天籟寺保育所の項を削る。

名 称	位 置
北九州市立天籟寺保育所	北九州市戸畑区菅原一丁目5番7号

(2) 児童館の廃止

別表第一の児童厚生施設の項中、北九州市立山王児童館、北九州市立槻田児童館及び北九州市立西戸畑児童館の項を削る。

名 称	位 置
北九州市立山王児童館	北九州市八幡東区山王一丁目2番12号
北九州市立槻田児童館	北九州市八幡東区東山二丁目3番5号
北九州市立西戸畑児童館	北九州市戸畑区明治町1番9号

3 施行期日

北九州市立山王児童館及び北九州市立槻田児童館の項を削る改正規定は
公布の日

北九州市立天籟寺保育所及び北九州市立西戸畑児童館の項を削る改正規定は
令和2年4月1日

【議案第41号】

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 の一部改正について

1 改正理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないこととされている。

条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準（以下「基準省令」という。）に従い、その他の事項については基準省令を参酌するものとされ、これを受け、本条例を定めている。

平成31年3月29日に、基準省令の一部改正が行われ、放課後児童支援員になるための資格要件として、一定の免許等を有することと併せて修了していなければならない研修に、現行の都道府県の長が行う研修に加え、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の長が行う研修が追加された。

これを受け、指定都市の長が行う研修を修了した者を、本市の放課後児童支援員として配置することができるようにするため、北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部改正を行うもの。

2 改正内容

放課後児童支援員になるために修了しなければならない研修に、指定都市の長が行う研修を加える。（第11条関係）

3 施行期日

公布の日